

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P. 2

1. 月次支援金の概要

P. 9

2. 月次支援金の詳細

通常申請

P. 17

1. 申請の要件を確認する

P. 24

2. 申請する

申請特例

P. 40

要件・証拠書類等を確認する

通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
特例の条件を満たさない場合も、給付要件を
満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P. 71

申請時の注意事項

証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A：証拠書類等に関する特例

A-1
A-2

2019年分又は2020年分の個人確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年又は2020年の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

P.42～44

B・C：給付額等に関する特例

B-1

2019年・2020年新規開業特例

2019年1月から2020年12月までの間に開業した者に対する特例

P.45～52

B-3

事業承継特例

個人事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた者に対する特例
事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合も含む

P.53～62

B-4

罹災特例

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する者に対する特例

P.63～65

C-1

2021年新規開業特例

2021年1月から同年3月までの間に開業した者に対する特例

2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合を含む

P.66～70

A-1 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

A-1 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■ 代替の証拠書類

当該年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。

住民税の申告書類では、月次の個人事業収入が記載されていないため、基準年の年間個人事業収入を12で除して得た額を給付額の算定に用います。

2019年1月から同年12月までの間に開業した者であって、当該期間に個人事業収入を得ていない場合、又は、2020年1月から同年の対象月と同じ月までの間に開業した者であって、青色申告を行っている者が、【B-1 新規開業特例】を用いない場合には、2019年分の確定申告書第一表の控えに代えて、開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書を添付いただきます。ただし、いずれの書類においても、開業年月日が2019年1月から同年12月までの間又は2020年1月から同年の対象月と同じ月までの間であって、收受日付印等が押印されていることが必要です。

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 | パターン2 | パターン3 | ページ |
|-----------|--|------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | | 申請ID発番 事前確認 基本申請 | マイページログイン 基本申請 | マイページログイン 簡単申請 | |
| 確定申告書類 | <ul style="list-style-type: none"> 青色申告を行っている場合 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2019年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2020年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 白色申告を行っている場合 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚） 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚） <p>青色申告・白色申告を問わず、2年分必要です ただし、提出できない年度の確定申告書類がある場合、当ページ上段記載の代替の証拠書類を添付してください</p> | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.30～ 33 |
| 売上台帳等 | <ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | <ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります | 必要 | 必要に応じて 添付 2 | 必要に応じて 添付 2 | P.37 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。

A-2 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

A-2 ■ 適用条件

2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分又は2020年分の確定申告書第一表の控え又は当該年分の住民税の申告書類の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■ 代替の証拠書類

当該年の前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印の押印されたもの）

又は

当該年の前年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの）で代替することができます。

收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印のない場合の扱いに準じます。

住民税の申告書類では、月次の個人事業収入が記載されていないため、基準年の年間個人事業収入を12で除して得た額を給付額の算定に用います。

この場合、給付額について、証拠書類等の存在する年のいずれかの年の個人事業収入で給付額の算定を行うことができます。

給付額の算定例

給付額の算定例) 2018年分の住民税の申告書類を添付し、2018年の年間個人事業収入を給付額の算定に用いる場合

| | | | |
|-------|--------------------------------|--------------|----|
| 2018年 | 個人事業収入の月平均 | 年間の個人事業収入の合計 | |
| | 60 (=720÷12) | 720 | |
| 2019年 | 個人事業収入の月平均 | 年間の個人事業収入の合計 | |
| | 当該年分の確定申告書第一表及び住民税の申告書類が提出できない | | |
| 2020年 | 個人事業収入の月平均 | 年間の個人事業収入の合計 | |
| | 30 (=360÷12) | 360 | |
| 2021年 | 4月 | 5月 | 6月 |
| | 20 | 40 | 40 |

2018年の月平均の個人事業収入：720万円÷12=60万円

2021年4月の月間個人事業収入：20万円

2018年の月平均の個人事業収入が60万円に対して、2021年4月の月間個人事業収入が20万円であり、2018年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

60万円 - 20万円 = 40万円 > 10万円（上限額）

→ 給付額10万円

A-2 証拠書類等の特例

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

A-2

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請 | パターン2 マイページログイン 基本申請 | パターン3 マイページログイン 簡単申請 | ページ |
|-----------|--|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|
| 確定申告書類 | <ul style="list-style-type: none"> 青色申告を行っている場合 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2019年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2020年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 白色申告を行っている場合 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚） 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚） <p>青色申告・白色申告を問わず、2年分必要ですが、提出できない年度の確定申告書類がある場合は、以下のいずれかの代替書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年の前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印の押印されたもの） 当該年の前年分の住民税の申告書類（市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類）の控え（收受日付印の押印されたもの） | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.30～33 |
| 売上台帳等 | <ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | <ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります | 必要 | 必要に応じて添付 2 | 必要に応じて添付 2 | P.37 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付**が必要です。

B-1 新規開業特例 (2019年開業の場合)

2019年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

2019年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、2019年の開業した月から同年12月までの月平均の個人事業収入に比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限10万円/月）

A：2019年の年間個人事業収入

M：2019年の開業後月数（開業日の属する月から同年12月までの月数とし、開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年対象月の月間個人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例) 2019年9月に開業し、対象月が4月の場合

| | 2019年 | | | | | | | | 2020年 | 2021年 | | | | |
|----|-------|---|---|---|---|----|----|----|-------|-------|----|----|----|----|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | .. | .. | 4 | 5 | 6 |
| 万円 | | | | | | 20 | 40 | 50 | 50 | .. | .. | 20 | 30 | 30 |

2019年の年間個人事業収入：160万円

月平均の個人事業収入：40万円（160万円÷4か月）

対象月の月間個人事業収入

：20万円

A：2019年の年間個人事業収入 = 20+40+50+50 = 160万円

M：2019年の開業後月数 = 4か月

B：2021年の対象月の月間個人事業収入 = 20万円

S：160÷4 - 20 = 20万円 > 10万円（上限額）

→ 給付額10万円

50%以上減

→ 対象月 = 4月

B-1 新規開業特例 (2019年開業の場合)

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請 | パターン2 マイページログイン 基本申請 | パターン3 マイページログイン 簡単申請 | ページ |
|-----------|--|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|
| 確定申告書類 | <ul style="list-style-type: none"> 青色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 及び2019年分の所得税青色申告決算書 (P1,P2) の控え (2枚) 2020年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 及び2020年分の所得税青色申告決算書 (P1,P2) の控え (2枚) 白色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 2020年分の確定申告書第一表の控え (1枚) 青色申告・白色申告を問わず、 2年分 必要です | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.30～ 33 |
| 売上台帳等 | <ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | <ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります | 必要 | 必要に応じて 添付 2 | 必要に応じて 添付 2 | P.37 |
| 右記いずれかの書類 | <ol style="list-style-type: none"> 個人事業の開業・廃業等届出書 (開業日が2019年1月1日から同年12月31日までの間で、收受日が2021年4月1日以前であり、收受日付印が押印されていること) 事業開始等申告書 (地方公共団体が発行) (事業開始の年月日が2019年1月1日から同年12月31日までの間で、收受日が2021年4月1日以前であり、收受日付印等が押印されていること) 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類 (事業開始の年月日が2019年1月1日から同年12月31日までの間で、当該書類の発行/收受日が2021年4月1日以前) 上記3の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.47、 48 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付**が必要です。

B-1 新規開業特例 (2019年開業の場合)

事業開始等申告書 (地方公共団体が発行)

- 事業開始の年月日が2019年1月1日から同年12月31日までの間であって、かつ、**収受日が2021年4月1日以前**であること。
- **収受日付印等が押印**されていること。

収受日付印が押印されていること。

収受日が**2021年4月1日以前**であること。

開始・廃止・変更等の年月日が
**2019年1月1日から
同年12月31日までの間**
であること。

第32号様式(甲) (条例第26条関係)

事業開始等申告書 (個人事業税)

| | | 新 (変更後) | 旧 (変更前) |
|--|---------|---------------|--------------------|
| 事務所 (事業所) | 所在地 | 電話 () | 電話 () |
| | 名称・屋号 | | |
| | 事業の種類 | | |
| <small>事業主住所が事務所 (事業所) 所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所 (事業所) 所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所 (事業所) 所在地欄に○印を付する。</small> | | | |
| 事業主 | 住所 | 電話 () | 電話 () |
| | フリガナ | | |
| | 氏名 | | |
| 開始・廃止・変更等の年月日 | 年 月 日 | 事由等 | 開始・廃止・※法人設立その他 () |
| ※法人設立 | 所在地 | | 法人名称 |
| | 法人設立年月日 | 年 月 日 (既設・予定) | 電話番号 |
| 東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 年 月 日 氏名 _____ 印 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 都税事務所長 支 庁 長 殿 </div> | | | |

(日本産業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

B-1 新規開業特例 (2020年開業の場合)

2020年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

2020年1月から同年12月の間に開業した場合であって、当該期間に事業による個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業により個人事業収入を得ており、2021年を基準年とする場合は、P.66～の[C-1 2021年新規開業特例]の適用が可能です。

適用条件

2020年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、2020年の開業した月から同年12月までの月平均の個人事業収入に比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限10万円/月）

A：2020年の年間個人事業収入

M：2020年の開業後月数（開業日の属する月から同年12月までの月数とし、開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年対象月の月間個人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例) 2020年9月に開業し、対象月が4月の場合

| | 2020年 | | | | | | | | 2021年 | | | | |
|----|-------|---|---|---|---|----|----|----|-------|----|----|----|----|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | .. | 4 | 5 | 6 |
| 万円 | | | | | | 20 | 40 | 50 | 50 | .. | 20 | 30 | 30 |

2020年の年間個人事業収入：160万円

月平均の個人事業収入：40万円（160万円÷4か月）

対象月の月間個人事業収入：20万円

A：2020年の年間個人事業収入 = 20+40+50+50=160万円

M：2020年の開業後月数 = 4か月

B：2021年の対象月の月間個人事業収入：=20万円

S：160÷4 - 20 = 20万円 > 10万円（上限額）

→ 給付額10万円

50%以上減

→ 対象月=4月

B-1 新規開業特例 (2020年開業の場合)

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請 | パターン2 マイページログイン 基本申請 | パターン3 マイページログイン 簡単申請 | ページ |
|-----------|---|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|
| 確定申告書類 | <ul style="list-style-type: none"> 2020年分の確定申告書類 【青色申告を行っている場合】 確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え 【白色申告を行っている場合】 確定申告書第一表の控え | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.30～ 33 |
| 売上台帳等 | <ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | <ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります | 必要 | 必要に応じて 添付 2 | 必要に応じて 添付 2 | P.37 |
| 右記いずれかの書類 | <ol style="list-style-type: none"> 個人事業の開業・廃業等届出書 (開業日が2020年1月1日から同年12月31日までの間で、収受日が2021年4月1日以前であり、収受日付印が押印されていること) 事業開始等申告書(地方公共団体が発行) (事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間で、収受日が2021年4月1日以前であり、収受日付印等が押印されていること) 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日が確認できる公的機関が発行/収受した書類 (事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間で、当該書類の発行/収受日が2021年4月1日以前) 上記3の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.51、 52 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付**が必要です。

B-1 新規開業特例 (2020年開業の場合)

個人事業の開業・廃業等届出書

- 開業日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であって、かつ、**收受日が2021年4月1日以前**であること。
- 收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字)** されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「**受信通知 (メール詳細)**」を添付すること。

收受日付印が押印されていること。

收受日が**2021年4月1日以前**であること。

開業日が
**2020年1月1日から
同年12月31日までの間**
であること。

| | | |
|--|---|--|
| <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">  </div> | | 1 0 4 0 |
| <h3>個人事業の開業・廃業等届出書</h3> | | |
| 納税地 | 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください) (〒 - -) (TEL - - -) | |
| 税務署長 | 上記以外の住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - - -) | |
| フリガナ | 生年月日 | 大正 昭和 平成 令和 |
| 氏名 | 印 | 年 月 日 生 |
| 個人番号 | フリガナ | |
| 職 業 | 業 号 | |
| 個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。 | | |
| 届出の区分 | 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ | |
| 所得の種類 | 不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 【廃業の場合……全部・一部 ()】 | |
| 開業・廃業等日 | 開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 平成 令和 年 月 日 | |
| 事業所等を 新增設・移転・ 廃止した場合 | 新增設・移転後の所在地 移転・廃止前の所在地 | (電話) |
| 廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合 | 設立法人名 法人納税地 | 代表者名 設立登記 平成 令和 年 月 日 |
| 開業・廃業に伴う届出書の提出の有無 | 「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 | 有・無 有・無 |
| 事業の概要 できるだけ具体的に 記載します。 | | |
| 給与等の支払の状況 | 区 分 専従者 人 使用人 計 | 給与の定め方 税額の有無 有・無 有・無 有・無 その他参考事項 |
| 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無 | 有・無 | 給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日 |
| 関与税理士 | (TEL - - -) | |
| 税務署整理番号 | 整理番号 0 | 身体前門前 A B C 番号確認 身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 |
| 税務署整理番号 | 源泉所得税 通信日付印の年月日 確認印 年 月 日 | 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 () |

B-1 新規開業特例 (2020年開業の場合)

事業開始等申告書 (地方公共団体が発行)

- 事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であって、かつ、**收受日が2021年4月1日以前**であること。
- 收受日付印等が押印**されていること。

收受日付印が押印されていること。

收受日が**2021年4月1日以前**であること。

開始・廃止・変更等の年月日が
**2020年1月1日から
同年12月31日までの間**
であること。

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

事業開始等申告書 (個人事業税)

| | | 新(変更後) | 旧(変更前) |
|---|---------------|--------------|-----------------------|
| 事務所(事業所) | 所在地 | 電話 () | 電話 () |
| | 名称・屋号 | | |
| | 事業の種類 | | |
| 事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。 | | | |
| 事業主 | 住所 | 電話 () | 電話 () |
| | フリガナ | | |
| | 氏名 | | |
| | 開始・廃止・変更等の年月日 | 年 月 日 | 事由等 開始・廃止・※法人設立その他() |
| ※法人設立 | 所在地 | | 法人名称 |
| | 法人設立年月日 | 年 月 日(既設・予定) | 電話番号 |
| 東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 氏名 氏名 印 | | | |
| 都税事務所長 支 庁 長 殿 | | | |

(日本産業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

B-3 事業承継特例（事業の承継を受けた事業者）

個人事業収入を比較する2つの月の間に**事業を承継した場合**であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

2020年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に承継を受けた場合は、P.45～の[B-1 新規開業特例]の適用が可能です。

同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づく給付は、各対象月について一度に限るものとします。同一の当該事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

■ 適用条件

申請の対象としようとする2021年の月における事業の承継を受けた者の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準月における事業を行っていた者の月間個人事業収入と比べて50%以上減少している。

■ 給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限10万円/月）

A：**基準月における事業を行っていた者の月間個人事業収入**

B：**対象月における事業の承継を受けた者の月間個人事業収入**

給付額の算定例

給付額の算定例) 2021年1月に承継を受けた場合

(基準年：2020年、事業を行っていた者：白色申告の場合)

| 2020年 | 個人事業収入の月平均 | | | 年間の個人事業収入の合計 |
|-------|------------|--------------|----|--------------|
| | | 60 (=720÷12) | | |
| 2021年 | 4月 | 5月 | 6月 | |
| | 40 | 20 | 40 | |

事業の承継を受けた2021年1月が、個人事業収入を比較する月の間（2020年5月から2021年5月までの間）にあるため、特例を用いることは可能。

A：2020年の月平均の個人事業収入 = 60万円

B：2021年5月の月間個人事業収入 = 20万円

事業を行っていた者の2020年の月平均の個人事業収入が60万円（720万円÷12）、事業の承継を受けた者の2021年5月の月間個人事業収入が20万円であり、2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：60万円 - 20万円 = 40万円 > 10万円（上限額）

→ **給付額10万円**

B-3 事業承継特例（事業の承継を受けた事業者）

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 | パターン2 | パターン3 | ページ |
|----------------------|---|------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | | 申請ID発番 事前確認 基本申請 | マイページログイン 基本申請 | マイページログイン 簡単申請 | |
| ■ 事業を行っていた者の名義に係るもの | | | | | |
| 確定申告書類 | <ul style="list-style-type: none"> 青色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> - 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2019年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） - 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2020年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 白色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> - 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚） - 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚） 青色申告・白色申告を問わず、 2年分 必要です | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.30～ 33 |
| ■ 事業の承継を受けた者の名義に係るもの | | | | | |
| 売上台帳等 | <ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | <ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります | 必要 | 必要に応じて 添付 2 | 必要に応じて 添付 2 | P.37 |
| 右記いずれかの書類 | <ol style="list-style-type: none"> 個人事業の開業・廃業等届出書 以下の要件が満たされていることが必要です (1) 「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること (2) 2020年分の確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること (3) 「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から同年4月1日までの間とされていること (4) 収受日が2021年5月1日以前であること (5) 収受日付印押印されていること 上記1以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/収受した書類 （事業開始の年月日が2021年1月1日から同年4月1日までの間にされていること、かつ、当該書類の発行/収受日が2021年5月1日以前） | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.55 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付**が必要です。

B-3 事業承継特例 (事業の承継を受けた事業者)

個人事業の開業・廃業等届出書

- 以下の要件が満たされていること。
 - 「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること。
 - 2020年分の確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。
 - 「開業・廃業等日」欄において開業日が**2021年1月1日から同年4月1日までの間**とされていること。
 - 收受日が**2021年5月1日以前**であること。

收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字) されていること。

なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。

1040

個人事業の開業・廃業等届出書

納税地 (住所・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。))

納税地 (TEL. - -)

上記以外の住所・事業所等 (納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。)

上記以外の住所・事業所等 (TEL. - -)

フリガナ

氏名 (生年 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生)

個人番号

フリガナ

印 号

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分 (該当する文字を○で囲んでください)

開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。)

住所 (氏名)

事業所・事業所の (新設・増設・移転・廃止)

廃業 (事由)

(事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。)

住所 (氏名)

所得の種類 (不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 (農業の場合……全部・一部 ())

開業・廃業等日 (開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日) 平成 令和 年 月 日

事業所等を新増設、移転、廃止した場合 (新増設、移転後の所在地 (電話))

移転・廃止前の所在地

廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合 (設立法人名 代表者名)

法人納税地 (設立登記 平成 令和 年 月 日)

開業・廃業に伴う届出書の提出の有無 (「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」) 有・無

消費税に関する「新税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無

事業の概要 (できるだけ具体的に記載します)

| 区分 | 事業形態 | 給与の定め方 | 税額の有無 | その他参考事項 |
|-----|------|--------|-------|---------|
| 専従者 | 人 | | 有・無 | |
| 従用人 | | | 有・無 | |
| 計 | | | 有・無 | |

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無 有・無

給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日

開行税理士 (TEL. - -)

| 整理番号 | 受付年月日 | A | B | C | 番号確認 | 身元確認 |
|----------|-----------|-----|------|---------------------|---|------|
| 01111111 | 年月日 | | | | <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 | |
| 事業用印 | 通信日付印の年月日 | 確認印 | 確認書類 | 個人番号カード/通知カード・運転免許証 | その他 () | |
| | 年月日 | | | | | |

B-3 事業承継特例（死亡による事業承継の場合）

個人事業収入を比較する2つの月の間に、**事業を行っていた者の死亡により事業を承継した場合**であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

2020年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に承継を受けた場合は、P.45～の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

事業を行っていた者（＝死亡した者）に係る証拠書類等に基づく給付は、各対象月について一度に限るものとします。同一の当該事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

給付額の算定式はP.53の【B-3 事業承継特例（事業の承継を受けた事業者）】の場合と同じです。

■ 適用条件

申請の対象としようとする2021年の月における事業の承継を受けた者の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、**基準月における事業を行っていた者（＝死亡した者）の月間個人事業収入と比べて50%以上減少**している。

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 | パターン2 | パターン3 | ページ |
|----------------------------|---|------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | | 申請ID発番 事前確認 基本申請 | マイページログイン 基本申請 | マイページログイン 簡単申請 | |
| ■ 事業を行っていた者(死亡した者)の名義に係るもの | | | | | |
| 確定申告書類 | <ul style="list-style-type: none"> 青色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2019年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚）及び2020年分の所得税青色申告決算書（P1,P2）の控え（2枚） 白色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚） 2020年分の確定申告書第一表の控え（1枚） 青色申告・白色申告を問わず、 2年分 必要です | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.30～ 33 |
| ■ 事業の承継を受けた者の名義に係るもの | | | | | |
| 売上台帳等 | 対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | 本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが 必要となります | 必要 | 必要に応じて 添付 2 | 必要に応じて 添付 2 | P.37 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付**が必要です。

B-3 事業承継特例（死亡による事業承継の場合）

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請 | パターン2 マイページログイン 基本申請 | パターン3 マイページログイン 簡単申請 | ページ |
|--------------------------|--|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|
| ■ 事業の承継を受けた者の名義に係るもの（続き） | | | | | |
| 右記いずれかの書類 | <p>1. 個人事業の開業・廃業等届出書 以下の要件が満たされていることが必要です (1) 「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること (2) 2020年分の確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること (3) 「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末までの間とされていること (4) 収受日付印が押印されていること</p> <p>2. 上記1以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/収受した書類 （事業開始の年月日が2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末までの間とされていること）</p> | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.58 |
| 右記いずれかの書類 | <p>i. 所得税の青色申告承認申請書 以下の要件が満たされていることが必要です (1) 「5 相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択していること (2) 相続開始年月日が申請日以前であること (3) 被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること</p> <p>ii. 個人事業者の死亡届出書 以下の要件が満たされていることが必要です (1) 「死亡年月日」欄が申請日以前であること (2) 「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「有」としていること (3) 「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること</p> <p>iii. 準確定申告書類の控え 以下の要件が満たされていることが必要です (1) 死亡年月日が申請日以前であること (2) 氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること</p> <p>iv. 医療機関が発行した死亡を証明する書類 以下の要件が満たされていることが必要です (1) 死亡年月日が申請日以前であること (2) 死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること</p> | 必要 | 必要に応じて 変更 1 | 不要 (変更不可) | P.59 ~62 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

B-3 事業承継特例 (死亡による事業承継の場合)

所得税の青色申告承認申請書

- 以下の要件が満たされていること。
 - 「5 相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択していること。
 - 相続開始年月日が**申請日以前**であること。
 - 被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること。

收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字) されていること。
 なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。

收受日付印が
押印されていること。

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

| | |
|--|--|
| 納税地 <input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input type="radio"/> 事業所等 (該当するものを選択してください。) (〒 - -) | (TEL - -) |
| 上記以外の 住所・ 事業所等 (〒 - -) | (TEL - -) |
| フリガナ 氏名 | 生年月日 <input type="radio"/> 天正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 |
| 職 業 | フリガナ 番 号 |

令和__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)
 名称 _____ 所在地 _____
 名称 _____ 所在地 _____
- 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)
 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得
- いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
 (1) 有 (取消し ・ 取りやめ) _____年__月__日 (2) 無
- 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 _____年__月__日
- 相続による事業承継の有無
 (1) 有 相続開始年月日 _____年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) 無
- その他参考事項
 - 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)
 複式簿記 ・ 簡易簿記 ・ その他 (_____)
 - 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)
 現金出納帳 ・ 売掛帳 ・ 買掛帳 ・ 経費帳 ・ 固定資産台帳 ・ 預金出納帳 ・ 平形記入帳
 債権債務記入帳 ・ 補助定元帳 ・ 仕訳帳 ・ 入金伝票 ・ 出金伝票 ・ 振替伝票 ・ 現金式簡易帳簿 ・ その他
 - その他 _____

| | | | | | | | |
|------------|-----------|------|---|---|---|--|--|
| 関与税理士 | 整理番号 | 課税部門 | A | B | C | | |
| (TEL - -) | 0 | | | | | | |
| | 通信日付印の年月日 | 課税印 | | | | | |
| | 年 月 日 | | | | | | |

(1) 「5 相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択していること。

(2) 相続開始年月日が**申請日以前**であること。

(3) 被相続人の氏名が事業を行っていた者 (= 死亡した者) の氏名と一致していること。

B-3 事業承継特例 (死亡による事業承継の場合)

個人事業者の死亡届出書

以下の要件が満たされていること。

- (1) 「死亡年月日」欄が**申請日以前**であること
- (2) 「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「**有**」としていること
- (3) 「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること

收受日付印が押印 (e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字) されていること。

なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「**受信通知 (メール詳細)**」を添付すること。

收受日付印が押印されていること。

| 第7号様式 | | | | | | | | | | |
|---|-------|--|----------------------------|-----------------------------|------|-------------------------------|-------|--|------|-------|
| 個人事業者の死亡届出書 | | | | | | | | | | |
| 令和 年 月 日 | | 届出者 (フリガナ) | | (〒 - -) | | | | | | |
| | | 住所又は居所 | | (電話番号 - -) | | | | | | |
| | | 氏名 (フリガナ) | | | | | | | | |
| | | 氏名 | | 印 | | | | | | |
| | | 個人番号 | | | | | | | | |
| 税務署長殿 | | | | | | | | | | |
| 下記のとおり、事業者が死亡したので、消費税法第57条第1項第4号の規定により届出します。 | | | | | | | | | | |
| 死亡年月日 | | 平成 年 月 日 | | | | | | | | |
| 死亡した事業者 | 納税地 | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | |
| 届出人と死亡した事業者との関係 | | 事業承継の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | | | | | | |
| 参考事項 | 事業承継者 | | 住所又は居所 (電話番号 - -) | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | |
| 税理士署名押印 | | 印 (電話番号 - -) | | | | | | | | |
| ※税務署処理欄 | 整理番号 | | 部門番号 | | | | | | | |
| | 届出年月日 | | 年 月 日 | | 入力処理 | | 年 月 日 | | 台帳整理 | 年 月 日 |
| | 番号確認 | 身元確認 | <input type="checkbox"/> 済 | <input type="checkbox"/> 未済 | 確認書類 | 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他() | | | | |
| 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。 | | | | | | | | | | |

(1) 「死亡年月日」欄が申請日以前であること。

(2) 「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「有」としていること。

(3) 「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること。

B-3 事業承継特例 (死亡による事業承継の場合)

医療機関が発行した死亡を証明する書類

- 以下の要件が満たされていること。
 - (1) 死亡年月日が**申請日以前**であること。
 - (2) 死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること。

(2) 死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること。

(1) 死亡年月日が申請日以前であること。

死 亡 届

平成 年 月 日 届出

大 使 館 領 事 官

| | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|-------------|
| 英 字 第 号 | 平 成 年 月 日 | | | |
| 送 付 第 号 | 平 成 年 月 日 | | | |
| 非 特 許 区 | 戸 籍 配 取 | 記 載 理 由 | 期 重 要 別 | 馬 氏 長 部 通 加 |

公 印

(よみかた)

氏 名 氏 名 男 女

生 年 月 日 年 月 日 午 前 午 後 時 分

死亡したとき 年 月 日 午 前 午 後 時 分

死亡したところ 番 地 番 号 番 号

住 所 番 地 番 号 番 号

本 籍 番 地 番 号 番 号

死亡した人の 未 亡 夫 妻 有 無

死亡したときの 世 帯 の お も な 仕事 1. 農畜がけまたは職能とその親の自営を営んでいる世帯 2. 自営業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（専従が無く）の家庭労働者世帯で勤め先の要諦者数 1人から99人までの世帯（日本または1年以上の契約の雇用者は5） 4. 3にあってはまらない家庭労働者世帯及び会社団体の役員世帯（日本または1年以上の契約の雇用者は5） 5. 16未満にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 6. 16未満にあてはまらない世帯

死亡した人の 職 業 ・ 産 業 職業 職業

そ の 他

出 身 1. 同居の親族 2. 同居していない親族 3. 同居者 4. 家主 5. 地主 6. 家庭管理人 7. 土地管理人 8. 公設所の長 9. 後見人 10. 保佐人 11. 補助人 12. 任意後見人

住 所 番 地 番 号 番 号

本 籍 番 地 番 号 番 号

署 名 印 年 月 日 生

事件簿番号

(届出人の連絡先及び電話番号)

死亡診断書 (死体検案書)

死亡を診断した医師が本表を記入することによって、下記の欄を記載して提出しなくてはなりません。
この死亡診断書 (死体検案書) は、警察官が死体検案書の発給として用いられません。必ず「発給」の欄に「発給」の印を捺す必要があります。

| | | | | | | |
|---|---|-----------------------------|--|----------|--|----------|
| 氏 名 | 1男 <input type="checkbox"/> | 2女 <input type="checkbox"/> | 出生年月日 | 昭和 年 月 日 | 死亡年月日 | 平成 年 月 日 |
| 死亡したとき | 平成 年 月 日 | 午前・午後 | 時 分 | | | |
| 死亡したところ | 死亡したところの種別 <input type="checkbox"/> 1. 自宅 <input type="checkbox"/> 2. 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 3. 旅行客の宿泊施設 <input type="checkbox"/> 4. 船舶 <input type="checkbox"/> 5. 航空機 <input type="checkbox"/> 6. 飛行機 <input type="checkbox"/> 7. その他 | | | | | |
| 及びその種別 | 死亡したところ <input type="text"/> | | | | | |
| 死亡の原因 | I (1) 直接死因 | | II (1) 直接死因 | | III (1) 直接死因 | |
| | (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) | | 原因 (原因) 又は発症から死亡までの経過 <input type="text"/> | | 備考 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) | |
| 死因に分類 | 1. 病死 2. 外傷 3. 交通事故 4. 自殺 5. 他害 6. 病死 7. 病死 8. 病死 9. 病死 10. 病死 11. 病死 12. 病死 13. 病死 14. 病死 15. 病死 16. 病死 17. 病死 18. 病死 19. 病死 20. 病死 21. 病死 22. 病死 23. 病死 24. 病死 25. 病死 26. 病死 27. 病死 28. 病死 29. 病死 30. 病死 31. 病死 32. 病死 33. 病死 34. 病死 35. 病死 36. 病死 37. 病死 38. 病死 39. 病死 40. 病死 41. 病死 42. 病死 43. 病死 44. 病死 45. 病死 46. 病死 47. 病死 48. 病死 49. 病死 50. 病死 51. 病死 52. 病死 53. 病死 54. 病死 55. 病死 56. 病死 57. 病死 58. 病死 59. 病死 60. 病死 61. 病死 62. 病死 63. 病死 64. 病死 65. 病死 66. 病死 67. 病死 68. 病死 69. 病死 70. 病死 71. 病死 72. 病死 73. 病死 74. 病死 75. 病死 76. 病死 77. 病死 78. 病死 79. 病死 80. 病死 81. 病死 82. 病死 83. 病死 84. 病死 85. 病死 86. 病死 87. 病死 88. 病死 89. 病死 90. 病死 91. 病死 92. 病死 93. 病死 94. 病死 95. 病死 96. 病死 97. 病死 98. 病死 99. 病死 100. 病死 | | | | | |
| 外 因 死 の 発 生 事 項 | 1. 住居 2. 工場及び建設現場 3. その他 <input type="text"/> | | | | | |
| 出生時体重 | グラム | | 単胎・多胎の計 | | 性別 | |
| 生後1年以内の死亡した場合の追加事項 | 1. 原因不明 2. 原因不明 3. 原因不明 4. 原因不明 5. 原因不明 6. 原因不明 7. 原因不明 8. 原因不明 9. 原因不明 10. 原因不明 11. 原因不明 12. 原因不明 13. 原因不明 14. 原因不明 15. 原因不明 16. 原因不明 17. 原因不明 18. 原因不明 19. 原因不明 20. 原因不明 21. 原因不明 22. 原因不明 23. 原因不明 24. 原因不明 25. 原因不明 26. 原因不明 27. 原因不明 28. 原因不明 29. 原因不明 30. 原因不明 31. 原因不明 32. 原因不明 33. 原因不明 34. 原因不明 35. 原因不明 36. 原因不明 37. 原因不明 38. 原因不明 39. 原因不明 40. 原因不明 41. 原因不明 42. 原因不明 43. 原因不明 44. 原因不明 45. 原因不明 46. 原因不明 47. 原因不明 48. 原因不明 49. 原因不明 50. 原因不明 51. 原因不明 52. 原因不明 53. 原因不明 54. 原因不明 55. 原因不明 56. 原因不明 57. 原因不明 58. 原因不明 59. 原因不明 60. 原因不明 61. 原因不明 62. 原因不明 63. 原因不明 64. 原因不明 65. 原因不明 66. 原因不明 67. 原因不明 68. 原因不明 69. 原因不明 70. 原因不明 71. 原因不明 72. 原因不明 73. 原因不明 74. 原因不明 75. 原因不明 76. 原因不明 77. 原因不明 78. 原因不明 79. 原因不明 80. 原因不明 81. 原因不明 82. 原因不明 83. 原因不明 84. 原因不明 85. 原因不明 86. 原因不明 87. 原因不明 88. 原因不明 89. 原因不明 90. 原因不明 91. 原因不明 92. 原因不明 93. 原因不明 94. 原因不明 95. 原因不明 96. 原因不明 97. 原因不明 98. 原因不明 99. 原因不明 100. 原因不明 | | | | | |
| その他等について言及すべきことがある。 | <input type="text"/> | | | | | |
| 上記のとおり記載 (記載) する | 平成 年 月 日 | | 署名 (捺印) 年月日 | | 平成 年 月 日 | |
| (病歴、診断書等に基づく医学的推定による死因の記載及び病状の経過等) (氏名) <input type="text"/> 医師 <input type="text"/> | | | | | | |

B-4 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、**基準月の月間個人事業収入と比べて50%以上減少**している。

給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限10万円/月）

A：罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の基準月の月間個人事業収入

B：対象月の月間個人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例）2019年1月に罹災し、**基準年を罹災日の属する日の前年である2018年**とする場合（青色申告の場合）

| | | 2018年 | | |
|----|----|-------|----|--|
| 月 | 4 | 5 | 6 | |
| 万円 | 30 | 30 | 30 | |

| | | 2021年 | | |
|----|----|-------|----|--|
| 月 | 4 | 5 | 6 | |
| 万円 | 30 | 30 | 10 | |

50%以上減
→ 対象月=6月

対象月の月間個人事業収入10万円

A：2018年の基準月の月間個人事業収入 = 30万円

B：2021年の対象月の月間個人事業収入 = 10万円

S：30 - 10 = 20万円 > 10万円（上限額）

→ **給付額10万円**

B-4 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請 | パターン2 マイページログイン 基本申請 | パターン3 マイページログイン 簡単申請 | ページ |
|-----------|--|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|
| 確定申告書類 | <ul style="list-style-type: none"> 基準年（罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の分）及び2020年分の確定申告書類 【青色申告を行っている場合】 確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え 【白色申告を行っている場合】 確定申告書第一表の控え | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.30～33 |
| 売上台帳等 | <ul style="list-style-type: none"> 対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | <ul style="list-style-type: none"> 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが必要となります | 必要 | 必要に応じて添付 2 | 必要に応じて添付 2 | P.37 |
| 罹災証明書等 | <ul style="list-style-type: none"> 2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を添付してください | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.65 |

1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

B-4 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明）を添付してください。

罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

| | |
|--|---|
| 別紙 | |
| (整理番号) | |
| 罹災証明書 | |
| 世帯主住所 | |
| 世帯主氏名 | |
| (追加記載事項欄①) | |
| 罹災原因 | 年 月 日の による |
| 被災住家 [※] の所在地 | |
| 住家 [※] の被害の程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊) |
| (追加記載事項欄②) | |
| <small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small> | |
| (追加記載事項欄③) | |
| 上記のとおり、相違ないことを証明します。 | |
| 年 月 日 | 〇〇市町村長 印 |

C-1 2021年新規開業特例



事務局による事前確認が必要です

2021新規開業特例を適用される場合は、申請IDの発番後、以下のページをご確認いただき、事務局による事前確認を受けてください（通常の事前確認とは別のプロセスとなります）

2021年新規開業特例の事前確認の案内：<https://jizen-kakunin.resv.jp/>

2021年1月から同年3月までの間に開業した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ており、2021年を基準年とする場合も、本特例の適用が可能です。

適用条件

2021年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年の開業日の属する月から同年3月までの月平均の個人事業収入に比べて50%以上減少している。

2020年1月から同年12月までの間に開業した場合であって、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合であり、2021年を基準年とした上で、申請の対象としようとする月の月間個人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年1月から同年3月までの月平均の個人事業収入に比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限10万円/月）

A：2021年の1月から同年3月までの間の個人事業収入の合計

M：2021年の開業後から同年3月までの月数（開業した月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなす。ただし、2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ており、本特例を用いる場合には、3とする）

B：対象月の月間個人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例）2021年1月に開業し、対象月が4月の場合

A：2021年1月から3月までの個人事業収入合計 = 40 + 60 + 80 = 180万円

M：2021年の開業後月数 = 3か月

B：2021年の対象月の月間個人事業収入 = 20万円

S：180 ÷ 3 - 20 = 40万円 > 10万円（上限額）

→ **給付額10万円**

| | 2021年 | | | | | |
|----|-------|----|----|----|----|----|
| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 万円 | 40 | 60 | 80 | 20 | 40 | 40 |

2021年1月から3月までの
月間個人事業収入合計：180万円

対象月の月間個人
事業収入：20万円

月平均の個人事業収入：60万円（180万円 ÷ 3か月）

50%以上減
→ 対象月 = 4月

C-1 2021年新規開業特例

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

| 証拠書類等の名前 | 証拠書類等の内容 | パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請 | パターン2 マイページログイン 基本申請 | パターン3 マイページログイン 簡単申請 | ページ |
|-----------------|---|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|
| 月次支援金に係る事業収入確認書 | ・事務局による事前確認を通じて発行される月次支援金に係る事業収入確認書 | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.68 |
| 売上台帳等 | ・対象月の月間個人事業収入が確認できる売上台帳等 | 必要 | 必要 | 必要 | P.34 |
| 通帳の写し | ・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.35 |
| 本人確認書類の写し | ・本人確認書類の写し | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.36 |
| 宣誓・同意書 | ・給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 申請者本人が自署したものが 必要となります | 必要 | 必要に応じて添付 2 | 必要に応じて添付 2 | P.37 |
| 右記いずれかの書類 | <ol style="list-style-type: none"> 個人事業の開業・廃業等届出書 (開業日が2021年1月1日から同年3月31日までの間で、当該届出書の收受日が2021年5月1日以前であり、收受日付印が押印されていること) 事業開始等申告書(地方公共団体が発行) (事業開始の年月日が2021年1月1日から同年3月31日までの間で、当該届出書の收受日が2021年5月1日以前であり、收受日付印等が押印されていること) 上記1及び2以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類 (事業開始の年月日が2021年1月1日から同年3月31日までの間で、当該書類の発行/收受日が2021年5月1日以前) 上記3の書類を用いる場合、給付までに通常よりも時間を要する場合があります 2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合には、P.69、70をご確認ください | 必要 | 必要に応じて変更 1 | 不要 (変更不可) | P.69、70 |

1 月次支援金の受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

C-1 2021年新規開業特例

月次支援金に係る事業収入確認書

以下の2021年新規開業特例の事前確認の案内ページをご確認いただき、事務局による事前確認を受けてください。事前確認完了後、月次支援金に係る事業収入確認書が発行されます。

事業収入確認書が発行された場合でも、必ず給付対象になるとは限りません。

2021年新規開業特例の事前確認の案内ページ：<https://jizen-kakunin.resv.jp>

C-1 2021年新規開業特例

事業開始等申告書（地方公共団体が発行）

- 開始・廃止・変更等の年月日が2021年1月1日から同年3月31日までの間であって、かつ、**收受日が2021年5月1日以前**であること。
- 收受日付印等が押印**されていること。

受付印が押印されていること。收受日が**2021年5月1日以前**であること。(2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合は、**收受日が2021年4月1日以前**である必要があります。)

開始・廃止・変更等の年月日が**2021年1月1日から同年3月31日までの間**であること。(2020年1月から同年12月までの間に開業し、当該期間に個人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に個人事業収入を得ている場合は、**事業開始の年月日**が2020年1月1日から同年12月31日までの間である必要があります。)

第32号様式(甲) (条例第26条関係)

事業開始等申告書 (個人事業税)

| | | 新(変更後) | 旧(変更前) |
|---|---------------|---------------|-----------------------|
| 事務所(事業所) | 所在地 | 電話 () | 電話 () |
| | 名称・屋号 | | |
| | 事業の種類 | | |
| 事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。 | | | |
| 事業主 | 住所 | 電話 () | 電話 () |
| | フリガナ | | |
| | 氏名 | | |
| | 開始・廃止・変更等の年月日 | 年 月 日 | 事由等 開始・廃止・※法人設立その他() |
| ※法人設立 | 所在地 | | 法人名称 |
| | 法人設立年月日 | 年 月 日 (既設・予定) | 電話番号 |
| 東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 氏名 氏名 印 | | | |
| 都税事務所長 支庁長 殿 | | | |

(日本産業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P. 2

1. 月次支援金の概要

P. 9

2. 月次支援金の詳細

通常申請

P. 17

1. 申請の要件を確認する

P. 24

2. 申請する

申請特例

P. 40

要件・証拠書類等を確認する

通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
特例の条件を満たさない場合も、給付要件を
満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P. 71

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。
その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。
給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

添付書類全般に係る不備

1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
2. 画像がぼやけて情報が判読できない
3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている



1. パスワードが設定されている



2. ぼやけている



3. 見切れている

確定申告書類等に係る不備

1. 確定申告書第一表ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
2. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
3. 申請画面で入力した年間事業収入金額と、確定申告書に記載されている年間事業収入金額が異なる
収入金額の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く
4. 收受日付印がない
5. e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付がない



4. 参考：收受日付印例



5. 参考：e-Taxの受信通知（メール詳細）

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

確定申告書類等に係る不備

6. 申告内容の更正を請求している場合、更正の請求書ではなく更正通知書が必要になります

「更正通知書」は更正前・更正後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で添付する必要があります

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

更正の請求書とは異なり、更正後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で添付する必要があります。

参考：更正通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

この書類は、更正の請求を行う際に提出する書類です。更正の請求を行う場合は、この書類ではなく「更正通知書」を提出する必要があります。

参考：更正の請求書

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

氏名表記に係る不備

申請画面に入力した氏名と本人確認書類に記載されている氏名が一致しない

| 本人確認書類 (例) | 不一致理由 | 書類上の表記 | 入力画面の表記 |
|---------------|-------|-------------------|------------|
| 個人番号カード | 改姓 | ニホノタロウ | ゲツジシエン タロウ |
| 在留カード | 英字表記 | GETSUJISHIEN TARO | ゲツジシエン タロウ |

【不一致理由が改姓の場合】

氏名表記の不一致理由が改姓の場合、旧姓及び新姓の分かる公的書類の添付が必要になります

【不一致理由が英字表記の場合】

本人確認書類記載の氏名が英字/外国語表記の場合、入力内容も同様にする必要がございます

金融機関口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている
(貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
(口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。
(例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されている)

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

申請において口座情報を入力する場合の注意事項

全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳（口座情報）のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができない場合がございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではなく、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力ください。
不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(かか)を正しくご入力ください。

口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤：ｶﾞｼｶﾞｲﾔﾞﾞｼﾞｼﾞﾝｷﾝ 正：ｶﾞｼｶﾞｲﾔﾞﾞｼﾞｼﾞﾝｷﾝ

小さい「ッ」や「ヨ」などは使用できません。大きい「ツ」「ヨ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤：ﾆｯﾎﾟﾝ 正：ﾆｯﾎﾟﾝ

中黒点「・」は、ピリオド「.」又はスペースを使用してください。

例)誤：ｲﾝﾆ・ﾝ 正：ｲﾝ.ﾆﾝ 又は ｲﾝ ﾆﾝ

カナ長音文字(-)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤：ﾄｰｷョ- 正：ﾄ-ｷョ-

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

申請において口座情報を入力する場合の入力例

| 不備内容 | × 誤った例 | ○正しい例 |
|---|--------------|---------|
| 通帳に記載のない入力をしている | GETSUJISHIEN | ゲツジシエン |
| 名義の後に「サマ」を入力している | シセジ サマ | シセジ |
| 法人略語の相違 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください | カ シカイシヤ | カ) |
| 濁音で入力していない 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください | カ シカイシヤ | カ シガイシヤ |

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

利用可能文字

| | |
|--------|---|
| 数字 | 0123456789 |
| 英字 | ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ |
| かな文字 | アイエオ カクケコ サシセシ タチツテ ナニネノ ヒフヘホ マミムメモ ヲヨ リルロ ワン |
| 濁点・半濁点 | ・ |
| 記号 | ¥ . () - / 「 」 スペース |

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

本人確認書類に記載された申請者住所に係る不備

- 本人確認書類に記載された住所と月次支援金の申請画面で入力された申請者住所が一致しない。
本人確認書類に記載の通りに番地・ビルマンション名等までを入力しないことによる不備が多く発生しています。

本人確認書類（例：運転免許証）

| | | |
|--------|------------------------|--------------|
| 氏名 | 日本花子 | 昭和61年 5月 1日生 |
| 住所 | 東京都千代田区霞が関2-1-2 | |
| 交付 | 令和01年05月07日 1234567890 | |
| 免許の条件等 | 眼鏡等 | |
| 優良 | 見本 | |
| 番号 | 第 012345678900 | |
| 二種 | 平成15年04月01日 | 種別 |
| 他 | 平成17年06月01日 | 大型 |
| 二種 | 平成29年08月01日 | 小型 |

「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに、申請者住所を入力してください。

引っ越しして住所を変更している場合は、変更後の住所が確認できる本人確認書類を添付するとともに、引っ越し後の住所を入力してください。

月次支援金の申請画面

申請者住所 必須

「番地・ビルマンション名等」含めて、本人確認書類に記載された住所通りに入力してください。

郵便番号 > 郵便番号から自動入力する
ハイフンなし7桁の半角数字

都道府県

市区町村

番地・ビルマンション名等
※番地がない場合には「無番地」と記載してください。
※全角で入力してください。

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

宣誓・同意書に係る不備

- ・ 給付規程で定める様式ではない書類が添付されている。
- ・ 宣誓・同意書に記入された宣誓・同意日付が月次支援金の申請日付より後の日付になっている。

(例1) 宣誓・同意日付が月次支援金の申請日付以前の日付となっている

(様式6) 月次支援金に係る宣誓・同意書

緊急事態宣言等の影響等に関する一時支援金等給付規程（以下この様式において「本給付規程」という。）第24条に基づき、給付の申請を行う全ての対象月の月次支援金について、次の1及び2からなるものいずれにも同意し、次の3及び4からなるまでのいずれにも同意します。また、渡後の宣誓を行った場合は同意した事実に基づいた場合は、一時支援金は月次支援金（以下この様式において「支援金」という。）の給付を受けていない場合は支援金の給付を受けることを申請し、既に支援金の給付を受けた場合は途中で事務局に返却します。

1. 本給付規程第2章に定める月次支援金に係る給付条件を満たしていること
対象月の事業収入等が、対象月の対象増進率により、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第2章に規定する申請特別を用いる場合は、その申請特別が適用される。
緊急事態宣言区域もしくは指定区域で地方公共団体による休業又は営業時間短縮の影響に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている対象会社と連携し、は期間の取引があったこと、又は、緊急事態宣言区域もしくは重点対策区域における不況等の外出禁止は移動の自粛による顕著的な影響を受けたことが前提となる。
※月次支援金の給付、目的に基づき売上台帳、顧客その他の確定申告の基礎となる書類に該当する2019年又は2020年の同月比で減少していることが必要である。また、その理由により対象月の事業収入等が2019年又は2020年の同月比で減少している場合、例えば、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業又は営業時間の短縮による影響は関係なく事業収入等が減少している期間を対象月として売上標準の定算及び顧客との取引期間を調整している場合、営業活動を再開していない場合は事業継続の支援等の事業日数が少ない場合は、給付条件を満たさない。
2. 支援金の給付の申請に当たり、事務局が本給付規程第2章第9条の規定又は本給付規程第11条の規定のうち必要なものを行ったにもかかわらず、事務局が当該申請について給付条件を満たしていることを確認できず、申請が不成立となったことを理由として、当該申請が不成立となったことに関する理由を説明する書類を提出し、事務局が不成立となった場合には、本給付規程第2章第4項に定め、給付を受けた後、返還を要する旨の通知を行う旨がある場合は、本給付規程第2章第2条第2号に定める月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができないこと。
3. 本給付規程第2章第3条の基本情報及び別添第4項の経営情報等（以下この様式において「同意書」という。）に虚偽のないこと
※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業の継続及び立て直しのための取組や対象月以降に継続的にその取組となる取引内容が確認できる経営情報及び過剰並びに中小企業庁又は事務局が定める対象増進率を説明する経営情報や電算的記録等によりその期間を保存すること
※経営情報とは、目録、取引先、取引内容、取引金額等が経営情報とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
7. 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の影響に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の受給資格がないことに同意し、既に月次支援金を受給していた場合には途中で返却すること
8. 事務局又は担当が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、6で保存している情報を速やかに提出すること
9. 事務局又は担当が委任若しくは準委任した者が本給付規程第2章に基づいて行う関係情報の提出指導、事務取扱及び入換等の措置に応じること

1
2

法人名（個人の場合）
氏名又は個人事業名称の氏名（自署）

令和 年 月 日

月次支援金の申請日付以前の日付、
但し、月次支援金の申請受付を開始した日付以降であること。

(例2) 宣誓・同意日付が月次支援金の申請日付より後の日付となっている

(様式6) 月次支援金に係る宣誓・同意書

緊急事態宣言等の影響等に関する一時支援金等給付規程（以下この様式において「本給付規程」という。）第24条に基づき、給付の申請を行う全ての対象月の月次支援金について、次の1及び2からなるものいずれにも同意し、次の3及び4からなるまでのいずれにも同意します。また、渡後の宣誓を行った場合は同意した事実に基づいた場合は、一時支援金は月次支援金（以下この様式において「支援金」という。）の給付を受けていない場合は支援金の給付を受けることを申請し、既に支援金の給付を受けた場合は途中で事務局に返却します。

1. 本給付規程第2章に定める月次支援金に係る給付条件を満たしていること
対象月の事業収入等が、対象月の対象増進率により、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第2章に規定する申請特別を用いる場合は、その申請特別が適用される。
緊急事態宣言区域もしくは指定区域で地方公共団体による休業又は営業時間短縮の影響に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている対象会社と連携し、は期間の取引があったこと、又は、緊急事態宣言区域もしくは重点対策区域における不況等の外出禁止は移動の自粛による顕著的な影響を受けたことが前提となる。
※月次支援金の給付、目的に基づき売上台帳、顧客その他の確定申告の基礎となる書類に該当する2019年又は2020年の同月比で減少していることが必要である。また、その理由により対象月の事業収入等が2019年又は2020年の同月比で減少している場合、例えば、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業又は営業時間の短縮による影響は関係なく事業収入等が減少している期間を対象月として売上標準の定算及び顧客との取引期間を調整している場合、営業活動を再開していない場合は事業継続の支援等の事業日数が少ない場合は、給付条件を満たさない。
2. 支援金の給付の申請に当たり、事務局が本給付規程第2章第9条の規定又は本給付規程第11条の規定のうち必要なものを行ったにもかかわらず、事務局が当該申請について給付条件を満たしていることを確認できず、申請が不成立となったことを理由として、当該申請が不成立となったことに関する理由を説明する書類を提出し、事務局が不成立となった場合には、本給付規程第2章第4項に定め、給付を受けた後、返還を要する旨の通知を行う旨がある場合は、本給付規程第2章第2条第2号に定める月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができないこと。
3. 本給付規程第2章第3条の基本情報及び別添第4項の経営情報等（以下この様式において「同意書」という。）に虚偽のないこと
※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業の継続及び立て直しのための取組や対象月以降に継続的にその取組となる取引内容が確認できる経営情報及び過剰並びに中小企業庁又は事務局が定める対象増進率を説明する経営情報や電算的記録等によりその期間を保存すること
※経営情報とは、目録、取引先、取引内容、取引金額等が経営情報とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
7. 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の影響に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の受給資格がないことに同意し、既に月次支援金を受給していた場合には途中で返却すること
8. 事務局又は担当が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、6で保存している情報を速やかに提出すること
9. 事務局又は担当が委任若しくは準委任した者が本給付規程第2章に基づいて行う関係情報の提出指導、事務取扱及び入換等の措置に応じること

1
2

法人名（個人の場合）
氏名又は個人事業名称の氏名（自署）

令和 年 月 日

月次支援金の申請日付より後の日付。